

四日市市告示第 627 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和6年 10月 29日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	羽津鵜37号線	大字羽津字班鳩戊713-3 大字羽津字広甲2650-5	6.0~13.2	102.5
2	川北63号線	川北一丁目142-1 川北一丁目142-2	5.0~7.2	31.9
3	市場56号線	市場町字大丸1087-1 市場町字大丸1073-6	5.0~13.0	38.8
4	市場57号線	市場町字大丸1087-18 市場町字大丸1087-22	6.0~13.0	78.0
5	市場58号線	市場町字大丸1087-24 市場町字大丸1087-24	6.0~13.0	39.6
6	西阿倉川110号線	大字西阿倉川字谷口981-1 大字西阿倉川字谷口981-5	6.0~8.1	42.5